

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナの影響により、さまざまな困難に直面した人を支援するため、住民税非課税世帯などの対象者へ1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給します。

## 住民税非課税世帯

**対象**  
基準日(3年12月10日)時点で世帯全員の3年度分の住民税均等割が非課税の世帯  
※住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯を除く

**申請方法**  
対象の可能性のある世帯へ順次郵送する「確認書」に必要事項を記入して5月2日(月)までに同封の返信用封筒で返送(消印有効)  
※代理確認(受給)については確認書に同封する案内書参照

**支給時期**  
確認書の受付から約2週間～1カ月後

**対象**  
申請時点で本市に住民登録がある世帯で、新型コロナの影響で家計が急変し、3年1月以降の収入が減少し、世帯全員の年収見込額が住民税均等割非課税相当となった世帯  
※住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯を除く

※右記の表を参照

**申請方法** 申請書と申立書に必要事項を記入し、添付書類と併せて9月30日(金)までに直接または郵送(消印有効)  
※申請書と申立書は専用窓口に設置または市ホームページからダウンロード。申出があれば、様式の郵送も可

**申請先** 〒571-8585 門真市中町1-1 「門真市役所」非課税世帯等臨時特別給付金窓口(市役所別館3階)

## 家計急変世帯

**添付書類** ①～④の写し  
①3年1月以降の1カ月分の収入が分かる給与明細書や帳簿(収入のある人全員分)など  
※所得額で申請する場合は確定申告書など  
②世帯主の本人確認書類  
③世帯主の通帳やキャッシュカードなど振込口座が確認できる書類  
④3年12月11日以降に門真市へ転入した人は、12月10日時点における居住地の住民票または除票  
※3年1月以降に2回以上転居した人は戸籍の附票も添付

**支給時期**  
申請書受付から約1カ月後  
※審査により不支給となる場合あり

### ◆住民税非課税水準表(給与収入のみの場合)

世帯人数	非課税相当限度額	
	収入額	所得額
単身者または扶養親族がいない	100万円以下	45万円以下
配偶者・扶養親族が1人いる	156万円以下	101万円以下
配偶者・扶養親族が2人いる	205万9999円以下	136万円以下
配偶者・扶養親族が3人いる	255万9999円以下	171万円以下
配偶者・扶養親族が4人いる	305万9999円以下	206万円以下
障がい者、寡婦、ひとり親、未成年	204万3999円以下	135万円以下

### 市役所や内閣府の職員を装った詐欺にご注意ください

- ATMの操作をお願いすることはありません
- 手数料の振込を求めることはありません

### 不審な電話があった場合はすぐにご連絡ください

問合せ 消費生活センター ☎06(6902)7249  
門真警察署 ☎06(6906)1234

## 年金

### 4年度学生納付特例 4月1日(金)から受付

前年の所得が基準額以下の学生は、申請により国民年金保険料の納付が猶予されます。申請時点から2年1カ月前までの保険料はさかのぼって申請することができます。

申請が遅れたり、未納のまま放置したりすると、年金を受け取れなくなる恐れがあります。速やかに申請してください。

**対象** 20歳以上の学生  
※対象外の学校に在籍する場合は一般の免除申請で受け付け

### 産前産後期間の 国民年金保険料を免除

※毎年4月に更新手続きが必要  
申請に必要な物  
年金手帳、学生証(写し可)  
または在学証明書(原本)  
からダウンロードも可

申請方法  
申請書を郵送または持参  
※申請書は市民課窓口で配布。  
日本年金機構ホームページからダウンロードも可

申請・問合せ  
〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 守口年金事務所  
☎06(6992)3031  
〒571-8585 「門真市役所」市民課  
☎06(6902)6005

申請が遅れたり、未納のまま放置したりすると、年金を受け取れなくなる恐れがあります。速やかに申請してください。

**対象** 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人  
届出時期 出産予定日の6カ月前から届出可

ねんきんネットでは、自身の年金記録の確認や、将来の年金

## 税金

### 4年度(3年中所得) 市・府民税の申告は 3月15日(火)まで

とき 3月15日(火)までの平日午前9時～正午、午後1時～5時  
※混雑を避けるため申告期間は個別に指定  
ところ 第3会議室(市役所別館3階)

申告が必要な人 4年1月1日現在、市在住の人  
※詳しくは市ホームページ参照  
申告が不要な人  
次のいずれかを満たす人  
○3年中に収入がなかった、または合計所得金額が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+31万円以下の人  
※同一生計配偶者や扶養親族がない場合は45万円

○税務署に確定申告する人  
○勤務先などから市役所に給与支払報告書または公的年金など支払報告書が提出される人  
※所得がない場合でも、国民健康保険料の算定や各種手当の申請に所得証明や課税証明が必要な人は申告が必要  
申告に必要な物  
本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証、障がい者手帳など)、個人番号確認書類(通知カード)、公的年金または給与の源泉徴収票、医療費控除の明細書など

申告方法  
直接または郵送  
※郵送の場合は写しを同封  
※新型コロナ対策のため、できる限り郵送

申告・問合せ  
〒571-8585  
☎06(6902)5888  
「門真市役所」課税課

## 保険

### 国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の納付済 確認書の送付を取りやめ

3年支払い分より送付を取りやめ、電話または窓口へ申請をした人へ交付するよう変更しました。領収書の紛失や納付額が分からない人はご連絡ください。

問合せ  
収納課  
☎06(6902)5825

市役所では税務署分の確定申告の受け付けはできません。門真税務署の申告会場で提出してください。

国民健康保険第10期・後期高齢者医療保険料第9期(普通徴収)納付期限は3月31日

納期限を1日でも過ぎると滞納となり、督促手数料(1通50円)や延滞金が発生します。滞納は放置せず、収納課まで問い合わせください。

問合せ  
収納課  
☎06(6902)5885

